



事業承継税制が変わります

今まで、とかく使いかたが悪いと評判が良くなかった事業承継税制の適用要件などが抜本的に緩和されます。今までの原則的制度に加え、特例という形で平成30年1月1日から平成39年12月31日までの10年間に限り適用されるものです。では、具体的に見ていきましょう。

改正の内容は以下の通りです。

1. 「会社の議決権（総株数）の3分の2まで」という制限を撤廃
2. 納税猶予の割合を80%から100%へ（全額猶予に）
3. 先代経営者以外の株主からの贈与も対象に
4. 後継者は1人のみだったものが、2人や3人でも可能に
5. 雇用確保要件の弾力化
6. 将来、業績悪化により会社を処分することとなった場合に、猶予されていた相続税を状況に応じて減免
7. 事業承継税制の届出（業務の流れ）

1と2によって、会社のすべての株式を相続税の支払なしで引き継ぐことも可能となります。

1. 「総株式数の3分の2まで」という制限を撤廃

これまで、発行済議決権株式総数の3分の2までが納税猶予の対象でしたが、その制限が撤廃され、会社の株式すべてを対象にすることも可能になりました。

2. 納税猶予の割合を80%から100%へ（全額猶予に）

これまで猶予される相続税は80%分で、20%分は支払わなければなりませんでしたが、それが、株式についての相続税の全額が納税猶予の対象と

なり、相続税の支払なしで株式を引き継ぐことができるようになります。

3. 先代経営者以外の株主からの贈与も対象に

これまで先代経営者自身が持っている株式のみが対象でした。ただ、実際には、経営者が一人で100%保有しているケースは少なく、経営者の奥様など他の方々も株式を持っているケースの方がむしろ多いです。この場合、奥様など他の方々が持っている株式については、対象とならなかったため、相続税を負担しなければなりませんでしたが。

今回の改正では、5年間の特例承継期間と呼ばれる期間を設定し、その期間中の贈与税の申告に限って、他の株主からの納税猶予も認められることになりました。他の株主は、家族や親族に限らず、第三者からの贈与でも適用があります。つまり、60歳以上の父母や祖父母から20歳以上の子または孫の贈与に限られていた相続時精算課税制度が、事業承継税制の適用時には、他の親族や第三者からの贈与でも適用対象とされました。

4. 後継者は1人のみだったものが、2人や3人でも可能に

これまで、後継者は1人のみが対象でしたが、2人や3人でも可能となりました。対象者となるのは、議決権の10%以上を持ち、かつ、議決権の順位が一族の中で2位、3位であることが要件です。

5. 雇用確保要件の弾力化

制度の適用を受けてから、5年間、平均で80%の雇用を確保しなければなりませんでしたが、

今回の改正で、この要件に引っかかっても、すぐに取り消されて、猶予されていた相続税の支払を求められることはなくなり、実績報告書を都道府県知事に提出することになりました。認定経営革新等支援機関^(注)による指導・助言を受けることも必要となります。

とは言え、理由の報告や認定支援機関の指導・助言を受けさえすれば、納税猶予は継続されるわけですから、実質的には5年間の雇用維持の要件は撤廃されたということになります。

6. 将来、業績悪化により会社を処分することとなった場合に、猶予されていた相続税を状況に応じて減免

これまで、会社更生、民事再生など、事実上の倒産の場合には、猶予されていた相続税の減免や免除される制度はありましたが、これが拡充されました。業績悪化により、会社の株を譲渡したり、他の会社に合併で吸収される場合には、そのときの株の価値で再計算して、差額が免除されることになりました。

具体的には、次のいずれかの場合です。

- ・直前3年間のうち、2年以上赤字
- ・直前3年間のうち、2年以上減収
- ・借金が売上の半年分以上
- ・その業種の上場会社の前年1年間の平均株価が、前々年1年間平均より下落
- ・特段の理由があるとき

これらは直前期末で判定しますが、その1年前で判定してもよい場合があります。

必要な手続きとしては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に、「特例承継計画」を都道府県に提出し、知事の認定を受ける必要があります。

「特例承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導・助言を受けて、会社が作成するもので、後継者や承継時の経営見通しなどが

記載されたものになります。特例自体は、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの10年間の相続・贈与が対象なのに対し、それに必要な申請は5年間だけというのがポイントです

7. 事業承継税制の届出（業務の流れ）

平成35年3月31日までに特例承認計画を作成し、都道府県へ提出し認定を受けます。その後、先代経営者から後継者に対して特例の対象となる自社株の贈与を行い、都道府県より円滑化法の認定を受けます。贈与以降、5年間は毎年1回、都道府県知事あてに所定の報告をしなければなりません。また、贈与の日の属する年の翌年3月15日までに事業承継税制の適用を受ける旨の記載をして贈与税の申告を行います。申告後、5年間は毎年1回、要件を満たし続けていることにつき届出書を税務署へ提出します。最終的に先代経営者（贈与者）が亡くなった場合に「免除申請書」「免除届出書」を提出することにより、その死亡があったときに猶予されていた贈与税の全額が免除されます。

このように事業承継税制が大幅に緩和されても、なおこの税制の手続きには、依然として相当の手間と労力を要することには変わりはありませんので注意が必要です。

最後に改正は過去に数回あったのですが、あまりにも使い勝手が悪かったためほとんど活用されていないのが現状でした。今回は、大幅な改正で、改正後、間もないので明確でないところも多々ありますが、不明な点がありましたら、担当者かまたは、6月6日開催予定の久納会計セミナーに是非、ご参加ください。

以上

^(注) 認定経営革新等支援機関とは、中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等が受けられるために、専門知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。